

議案第1号

令和5年度多古町地域公共交通会議事業計画（案）について

令和5年度多古町地域公共交通会議の事業計画は、次に定めるところによる。

令和5年3月20日

多古町地域公共交通会議  
会長 平山 富子

令和5年度多古町地域公共交通会議事業計画（案）

4月	(公共交通調査事業補助金 交付申請)
	多古町地域公共交通計画策定支援業務 業者選定
5月	(公共交通調査事業補助金 交付決定)
	多古町地域公共交通計画策定支援業務 契約
6月	第1回地域公共交通会議 〈計画策定支援業務委託契約業者報告、今後の業務について〉
	専門部会 〈町民アンケート調査内容等について〉
7月～10月	多古町地域公共交通計画に係る調査、計画素案策定
11月	第2回多古町地域公共交通会議 〈多古町地域公共交通計画（素案）の確定について〉
12月～令和6年1月	パブリックコメント
令和6年2月	第3回多古町地域公共交通会議 〈多古町地域公共交通計画（案）の確定について〉 〈令和6年度多古町地域公共交通会議事業計画・予算について〉

これまでの多古町地域公共交通会議の概要

H24年度

- 多古町地域公共交通会議設置要綱の制定
- デマンドタクシー運行開始の承認 (H25年7月～運行開始)
- 運行日：土・日・祝日のみ運行
- 運賃：現金 500円
- 回数券 2,000円 (5回分)

H28年度

- 多古町公共交通体系調査の実施

H29年度

- (第1回会議)
- 多古町における公共交通の現状と課題の協議
- (第2回会議)
- 多古町における公共交通の現状と課題を踏まえた交通体系再編の方向性の検討
- (第3回会議)
- 多古町における公共交通体系再編の方向性の決定
- 循環バスの廃止、デマンドタクシーの拡充の方向性を確認

H30年度

- デマンドタクシー平日運行の検討

令和元年度

- デマンドタクシー運行日変更の承認 (R1.7月～)
- 運行日：土・日・祝 → 月・水・金・土

R3年度

- デマンドタクシー運行日・運賃の変更の承認 (R3.7月～)
- 運行日：月・水・金・土 → 月～土
- 運賃：現金 400円 回数券 3,000円 (10回分)
- 循環バス多古ルート廃止の承認 (R3.10月～運行廃止)
- 千葉交通水戸線廃止の承認 ( " )

R4 年度

(第 1 回会議)

○循環バス久賀ルート廃止の承認 (R4. 10 月～運行廃止)

(第 2 回会議)

○中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行 (R5. 1 月～開始)

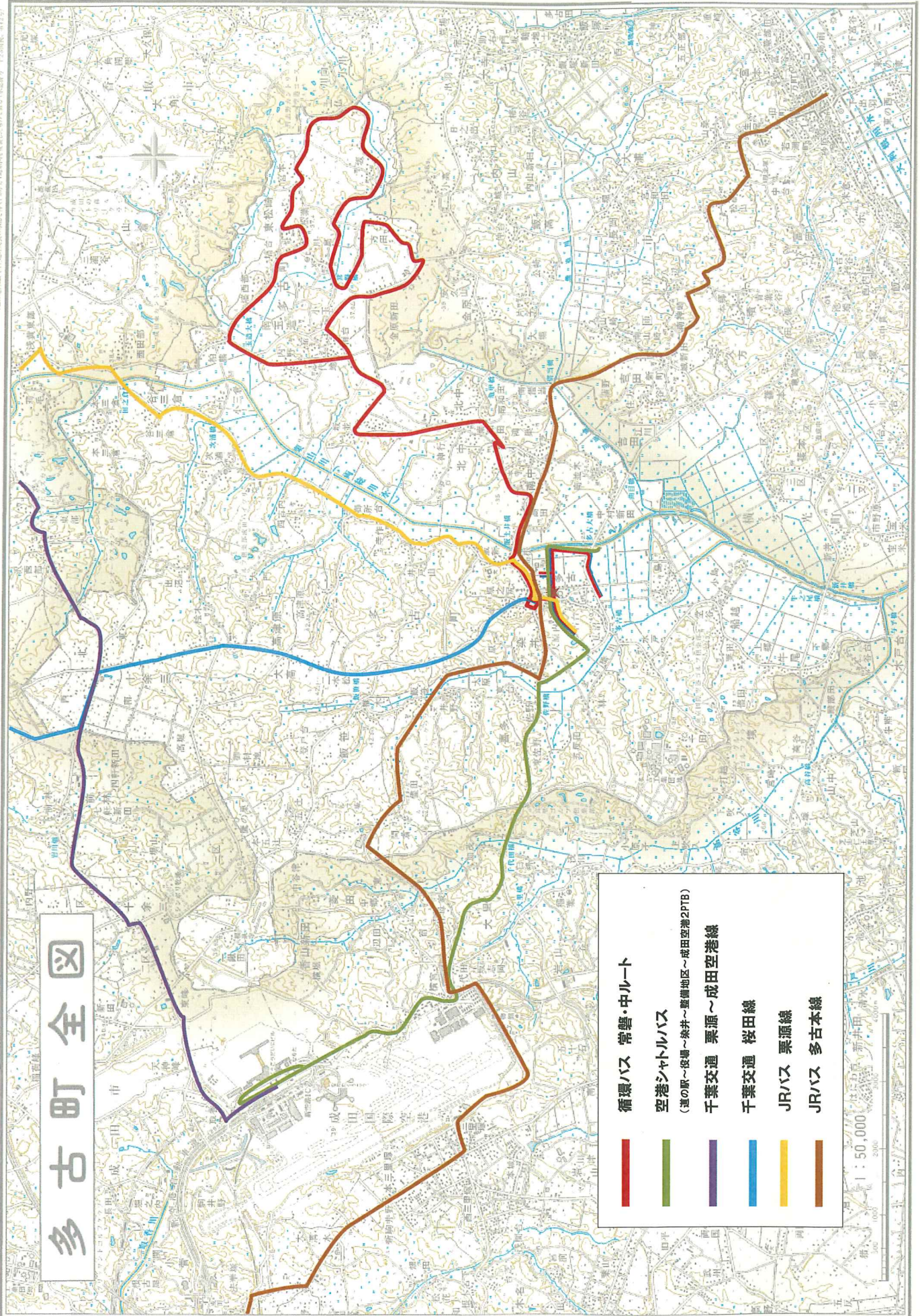
対象：自転車等自力での通学が困難な中学生 (久賀地区のみ) で利用者登録をした者

○多古町循環バス常磐・中ルートの廃止の承認 (R5. 10 月～運行廃止)

○多古町地域公共交通会議設置要綱の一部改正の承認

○ // 事務局規程の制定の承認

○ // 財務規程の制定の承認



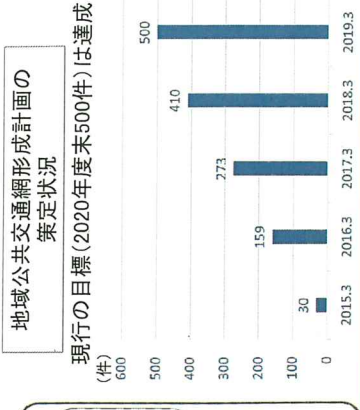
多古町全図

- 循環バス 常磐・中ルート
- 空港シャトルバス  
(道の駅～役場～外井～整備地区～成田空港2PTB)
- 千葉交通 栗源～成田空港線
- 千葉交通 桜田線
- JRバス 栗源線
- JRバス 多古本線

1 : 50,000

地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
  - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
  - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成発着を補助 ※予算関連)
  - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家所有有償旅客運送、福祉輸送、スクーターバス等)も計画に位置付け**
  - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
  - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
  - ⇒データに基づきPDCAを強化
- 地域における協議の促進
  - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
  - ・通知を受けた**地方公共団体**は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会**で議論し、**国に意見を提出**

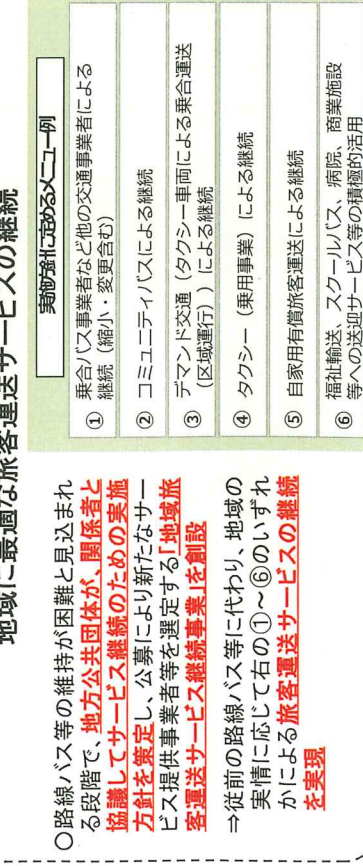


地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

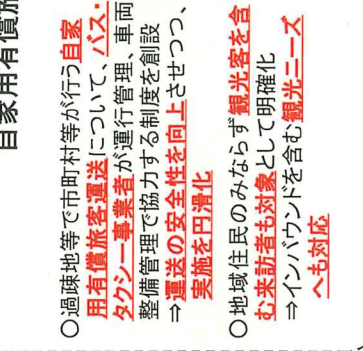
輸送資源の総動員による移動手段の確保

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供者を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」**を創設
  - ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**
- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家所有有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクーターバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

地域に最適な旅客運送サービスの継続



自家所有有償旅客運送の実施の円滑化



既存の公共交通サービスの改善の徹底

- **利用者目線による路線の改善、運賃の設定**
  - 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
  - また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難
- 【改正案】**地域公共交通利便増進事業を創設**
  - ⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
  - 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



議案第2号

令和5年度多古町地域公共交通会議の予算は、次に定めるところによる。

令和5年3月20日

多古町地域公共交通会議  
会長 平山 富子

令和5年度 多古町地域公共交通会議予算（案）

1 歳入

単位：円

款		項		目		説明
1. 負担金	8,000,000	1. 負担金	8,000,000	1. 負担金	8,000,000	町負担金
2. 国庫支出金	2,500,000	1. 国庫支出金	2,500,000	1. 国庫支出金	2,500,000	地域公共交通 調査事業補助金
3. 諸収入	1,000	1. 雑入	1,000	1. 雑入	1,000	預金利子等
合 計				10,501,000		

2 歳出

款		項		目		説明
1. 総務費	1,040,000	1. 総務費	1,040,000	1. 会議費	950,000	委員報償等
				2. 事務費	90,000	郵送料等
2. 事業費	9,460,000	1. 事業費	9,460,000	1. 事業費	9,460,000	町地域公共交通 計画策定業務 委託料
3. 予備費	1,000	1. 予備費	1,000	1. 予備費	1,000	
合 計				10,501,000		

### 議案第 3 号

多古町地域公共交通会議専門部会運営規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日

多古町地域公共交通会議  
会 長 平 山 富 子

#### ○多古町地域公共交通会議専門部会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、多古町地域公共交通会議設置要綱（平成 24 年多古町告示第 67 号。以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、多古町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の専門部会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 専門部会は、要綱第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第 3 条 専門部会は、要綱第 4 条に規定する委員のうち以下の委員をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 学識経験者
- (5) 学校教育課長
- (6) 保健福祉課長
- (7) 空港まちづくり課長
- (8) 空港まちづくり課空港地域振興室長

（任期）

第 4 条 専門部会の委員（以下「専門部会員」という。）の任期は、交通会議の委員の在任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第 5 条 専門部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 人
  - (2) 副部会長 1 人
- 2 部会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副部会長は、専門部会員のうちから部会長が指名する。

- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 専門部会員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、説明又は助言を求めることができる。
- 5 会議の内容が軽微な場合又は会議を招集することが困難な場合は、書面による会議とすることができる。
- 6 会議は非公開とする。

(報告)

第7条 部会長は、会議の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 専門部会員の報償及び費用弁償は、要綱第14条の規定に基づき支給する。ただし、交通会議と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



多古町地域公共交通会議専門部会運営規定（案）概要

【目的】

多古町地域公共交通会議設置要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、交通会議の専門部会の組織、運営その他必要な事項について定め、設置要綱第 3 条に規定された協議事項について、専門的な調査及び検討を行うことを目的とする。

【事務内容】

主に令和 5 年度に策定予定である「多古町地域公共交通計画」に係る専門的な調査及び検討等を行う。

中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行について

循環バス廃止による新たな公共交通のあり方について検討するため、通学手段の選択肢が減ってしまった中学生を対象に、デマンドタクシーを活用した実証運行を実施。

1. 対象者：自転車等自力での通学が困難な中学生（久賀地区のみ）で利用者登録をした者

2. 登録者：12名（うち、中学3年生 4名、2年生 5名、1年生 3名）

3. 利用実績：令和5年1月（運行日数：21日）

延べ2人 ① 1月16日 コミュニティプラザ→最寄りの停留所  
② 1月23日 //

令和5年2月（運行日数：22日）

延べ2人 ① 2月15日 コミュニティプラザ→最寄りの停留所  
② 2月16日 //

4. 令和5年4月以降の実証運行について

1月6日から久賀地区の中学生を対象に実証運行を実施してきたが、上記利用実績を鑑み、4月以降も引き続き実証運行を行うこととし、併せて旧多古第二小学区（喜多大原・喜多井野・飯笹・間倉・一鍬田地区）旧多古第三小学区（船越・牛尾地区）在住の中学生も対象とする。

新規対象者：久賀小6年生（新1年生）	22名	（うち登録者）	6名
第一小6年生（    "    ）			
旧第二小学区	11名	"	5名
旧第三小学区	4名	"	0名
多古中1年生（新2年生）			
旧第二小学区	4名	"	0名
旧第三小学区	6名	"	2名
多古中2年生（新3年生）			
旧第二小学区	11名	"	1名
旧第三小学区	2名	"	0名
	計	60名	" 14名

4月以降の登録者内訳（令和5年3月10日現在）

多古中学校 新3年生 6名（久賀地区5名、旧第二小学区1名）  
 “ 新2年生 5名（久賀地区3名、旧第三小学区2名）  
 “ 新1年生 11名（久賀地区6名、旧第二小学区5名）  
 合計 22名（久賀地区14名、旧第二小学区6名、旧第三小学区2名）

5. 現在の中学生の通学におけるデマンドタクシーを活用した実証運行の概要

対象者	自転車等自力での通学が困難な中学生（久賀地区のみ※）で 利用者登録をした者 ※登下校のみ利用可
開始日	令和5年1月6日
運行日	月曜～土曜（ただし祝日，年始を除く）
運行時間	午前7時～午後5時30分 （午前7時～7時30分は中学生のみの利用とする。）
乗降場所	旧循環バス停留所～コミュニティプラザ
利用方法	事前に利用者登録の上、乗車日の6日前から前日まで※に予約 （予約受付時間：午前7時30分～午後5時）
登録料	1,000円／人
運賃	現金利用 400円／1乗車 回数券利用 300円／1乗車 回数券は10枚綴り3,000円（車内で販売）
運行台数	3台（1台につき3名まで乗車可能）

※4月1日からの変更点

- (1) 対象者：久賀地区のみ → 久賀地区+旧第二小学区+旧第三小学区在住の生徒  
 (2) 利用方法：  
 （登校時）乗車日の6日前から前日までに予約 → 変更なし  
 （下校時） “ “ → 6日前から当日の1時間前までに予約  
 ※当日の予約は電話での予約のみ対応

6. その他

◇Web予約システムの運用開始 4月16日（日）から  
 （web予約は前日までの予約）

◇デマンドタクシー予約専用電話（無料）の設置場所の追加  
 現在）多古中央病院、セイミヤ多古店、カスミ多古店（3箇所）

4月以降）多古中央病院、セイミヤ多古店、カスミ多古店  
 多古町役場、コミュニティプラザ、保健福祉センター（6箇所）

◇実証運行アンケート調査結果について

利用者登録をされた中学生及び保護者の実証運行開始後の状況を確認するため、アンケート調査を実施。

実施日 令和5年2月24日(金)～3月10日(金)

対象：久賀地区の登録者 12名 回収：7名(回収率 58.3%)

アンケート結果)

① 回答者：2年生女子

【デマンドタクシーの利用】

利用していない

【利用されなかった理由】

なかなか勇気が出ない。もっと皆で活用できるようにしてほしい

【ご意見・ご要望】

現行の運行時間では部活終了後(夏季)の利用ができない

② 回答者：1年生女子

【デマンドタクシーの利用】

利用していない

【利用されなかった理由】

利用料金が高い

【ご意見・ご要望】

利用料金に対しての補助があると良い

③ 回答者：2年生男子

【デマンドタクシーの利用】

利用した

【利用してみたの評価】

良かった

理由)雨天時に送迎ができなかった際、利用ができて助かった

④ 回答者：1年生女子

【デマンドタクシーの利用】

利用していない

【利用されなかった理由】

利用料金が高い

【ご意見・ご要望】

利用料金に学割を検討してほしい

LINEやメールで予約できると良い

- ⑤ 回答者：3年生女子  
【デマンドタクシーの利用】  
利用していない  
【利用されなかった理由】  
当日の予約ができないので急に困ったときに利用できなかった
- ⑥ 回答者：2年生女子  
【デマンドタクシーの利用】  
利用していない  
【利用されなかった理由】  
前日までの予約が必要なため気軽に利用できなかった  
【ご意見・ご要望】  
ネット予約ができると良い
- ⑦ 回答者：1年生女子  
【デマンドタクシーの利用】  
利用した  
【利用してみたの評価】  
良かった  
理由) 保護者が迎えに行けない時間にデマンドタクシーで帰れるようになり、  
助かった

#### 【考察】

- ・実際に利用された方からは利便性を確認できた。
- ・利用料金が高いという意見については、登録時に無料乗車券2回分を配布しているにも関わらず、それでも利用されていないことから必要性が乏しいものと推測される。
- ・予約ツールについては、電話予約に加え、4月からはWeb予約でも受付が始まることから利便性向上が図れると考える。
- ・利用方法について、電話での予約は前日までの予約としていたが、4月からは下校の予約は当日の1時間前までの予約とすることから利便性向上が図れると考える。

少数ではあるが利用者もいることから、すでに廃止となっている循環バス多古ルートのうち、旧第二小学区・旧第三小学区在住の生徒にも対象を拡大し、引き続き実証運行を行う。

令和5年10月1日からの循環バス常磐・中ルート廃止に伴い、常磐・中地区在住の中学生についても今後の実証運行の利用状況をみながら、デマンドタクシーの利用対象とすることを検討する。

## デマンドタクシー実証運行アンケート調査

該当する項目に○印、または意見をお聞かせください。

【1】あなたご自身についてお聞かせください。

性別	1. 男	2. 女	
学年	1. 1年生	2. 2年生	3. 3年生

【2】デマンドタクシーをご利用になりましたか。

1. はい    2. いいえ

【3】 【2】で「1. はい」と回答した方にお聞きします。

デマンドタクシーを利用してみて、いかがでしたか。

1. 良かった    2. 普通    3. 良くなかった

理由

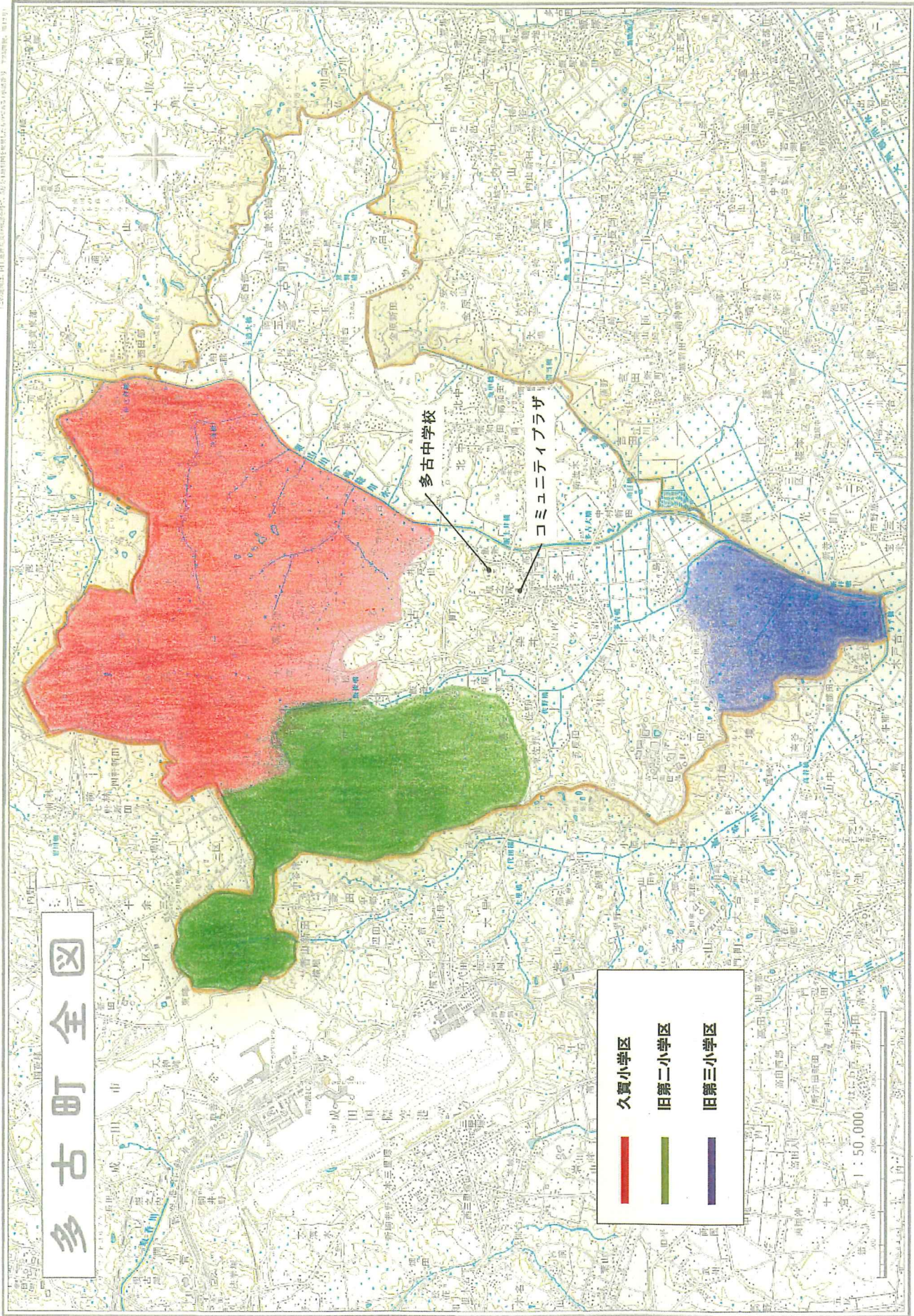
【4】 【2】で「2. いいえ」と回答した方にお聞きします。

これまでデマンドタクシーを利用されなかった理由を教えてください。

理由

【5】デマンドタクシーについてご意見・要望があればご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



○多古町地域公共交通会議設置要綱

(平成 24 年 10 月 10 日告示第 67 号)

改正 平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号 令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号

令和 4 年 11 月 2 日告示第 63 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、多古町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、千葉県香取郡多古町多古 584 番地多古町役場内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の作成、評価及び変更に関する事項
- (4) 交通計画の実施に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 町民又は利用者の代表
- (5) 千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 香取警察署長又はその指名する者
- (8) 成田土木事務所長又はその指名する者
- (9) 学識経験者その他の町長が必要と認める者

(任期)



第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 交通会議は原則として公開とする。

7 交通会議の庶務及び財務は、多古町企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、多古町企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 交通会議に監査委員を2名置き、会長が指名する者をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を書面により会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 委員等が会議等に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 委員等が職務のために旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年3月16日告示第27号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第20号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月2日告示第63号)

(施行期日)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

○多古町地域公共交通会議事務局規程

(令和4年11月2日訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、多古町地域公共交通会議設置要綱（平成24年多古町告示第67号。以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、多古町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関する事項
- (2) 交通会議の資料作成に関する事項
- (3) 交通会議の庶務及び財務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項  
(事務局長等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な事務局員を置く。

2 事務局長は、多古町企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、多古町企画政策課企画政策係の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 出納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し、必要な事項は、多古町文書規程（平成12年多古町訓令第3号）に準ずるものとする。

(職印の取扱い)

第6条 交通会議の職印の名称、形式、寸法、書体、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

2 職印の管理及び使用等については、多古町公印規程（平成10年多古町訓令第2号）に準ずるものとする。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形式	寸法 (mm)	書体	管理者	個数
多古町地域公共交通会議会長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     多古町                      地域公共                      交通会議                      会長之印                 </div>	方 21	てん書	事務局長	1

○多古町地域公共交通会議財務規程

(令和4年11月2日訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、多古町地域公共交通会議設置要綱（平成24年多古町告示第67号。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、多古町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、交通会議に諮り、その承認を得るものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮り、その承認を得るものとする。

(予算の区分)

第4条 予算の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長の決定により行うものとする。

(交通会議出納員等)

第6条 交通会議に出納員及び現金取扱員を置く。

2 出納員は、多古町企画政策課長をもって充てる。

3 現金取扱員は、多古町企画政策課企画政策係の職員をもって充てる。

(現金等の保管)

第7条 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れることとする。

(出納管理)

第8条 交通会議出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 現金出納簿

(3) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第 12 条第 2 項の規定による監査報告書を添えなければならない。

(委任)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

#### 歳入

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入

#### 歳出

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費